



国土交通省より「省エネ住宅ポイント」についてのお知らせです。

(詳しくはホームページをご覧ください)

● エコ住宅の新築

- 1 省エネ工法のトップランナー基準相当の住宅
- 2 一次エネルギー消費量等級5の住宅
- 3 一次エネルギー消費量等級4の木造住宅
- 4 断熱等性能等級4の木造住宅
- 5 省エネルギー対策等級4の木造住宅

● エコリフォーム（全ての住宅が対象）

- 1 窓の断熱改修
- 2 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
- 3 設備エコ改修（エコ住宅設備＊を3種類以上設置する工事）

+

これらに併せて行う以下の工事等

- ・ バリアフリー改修（手摺設置、段差解消、廊下幅等拡張）
- ・ エコ住宅設備
- ・ リフォーム瑕疵保険への加入
- ・ 耐震改修工事
- ・ 既存住宅購入に伴うエコリフォームによるポイント加算



工事等の 期 間	●工事請負契約 : 平成26年12月27日以降 ●着工・着手 : 平成26年12月27日～平成28年3月31日 ●工事の完了 : 平成27年2月3日以降 ●不動産売買契約 : 平成26年12月27日以降
申請関係 の 期 間	●ポイント発行申請の期間 受付開始：平成27年3月10日 (ポイント予約申請も同様) 期限 : 予算の執行状況に応じて公表 ●ポイント交換申請の期間 受付開始：平成27年3月10日 期限 : 平成28年1月15日 ●完了報告の期限《工事完了前のポイント発行申請を行った場合のみ必要》